

## 公益財団法人相模原市産業振興財団海外見本市出展助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人相模原市産業振興財団が、市内中小企業者等の海外における販路開拓を促進し、もって市内産業の振興に寄与することを目的として、中小企業者等が自社製品・技術等を海外の見本市・展示会等（以下「見本市等」という。）へ出展する際に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて、必要な事項を定める。

(助成の対象者)

第2条 助成金の交付を受けることが出来る者は、相模原市内に事業所を有し、相模原市が課税する法人市民税または市民税を完納しているものであって、かつ次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、日本標準産業分類（平成25年10月改定）における製造業又は情報通信業を営む者
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合のうち、市内工業の振興を目的として設立された組合
- (3) 市内工業の振興を目的として設立された団体（任意団体を含む）のうち、構成員、活動内容等から判断して理事長が適当と認めた団体

(助成の対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、当該年度の4月1日から3月31日までに海外で開催される見本市等とする。

(助成の対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、見本市等への出展に伴い、助成対象者が直接または販売代理店を通じて主催者へ支払う出展料とする。但し、出展料のうち、公租公課相当額については対象外とする。

2 前項の助成の対象となる出展料について、円への換算レートは支払が行われた時点のレートをもとに算出する。

(助成額)

第5条 助成事業に対する助成額は、助成対象経費2分の1以内で理事長が決定するものとする。

2 前項の規定により算出した助成額は、上限を20万円とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

3 予算額を超えた場合、予算額に応じて助成額を切り下げるものとする。

4 助成の回数については、同一年度同一申請者1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 海外見本市出展助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 見本市の出展案内・パンフレット
- (3) 出展する製品の内容に係るパンフレット等
- (4) 市税領収書の写し、又は納税証明書（ただし事業の開始後納税期を迎えていない場合は、法人にあたっては法人設立・開設届出書、個人事業にあたっては個人事業開業届出書で代えることができる。また、法人格のない中小企業団体及びグループの場合は、代表企業のもので代えることがで

きる。)

(5) 商業登記簿謄本

(6) 海外見本市出展助成事業報告書(様式第3号)

(7) 写真等、展示状況及び展示製品が把握できる資料

(8) 領収書の写し等、支出を証する書類(主催者あるいは販売代理店への支払を確認できるもの)

(9) その他理事長が必要とする書類

(交付の決定)

第7条 理事長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、海外見本市出展助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(届出事項)

第8条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文書をもってその旨を速やかに理事長に届け出なければならない。

(1) 申請内容を変更、又は助成事業を中止しようとするとき。

(2) 名称又は代表者若しくは事務所の位置を変更したとき。

(3) 合併又は解散したとき。

(交付決定の取消し)

第9条 理事長は、助成事業について次の各号の一に該当すると認めるときは、助成の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成事業に関し、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は理事長の指示に従わなかったとき。

(3) 法令等に違反するなど、助成事業者としてふさわしくないと理事長が認めたとき。

(助成金の返還)

第10条 理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分についてすでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。